

## 令和4年度 社会福祉法人指導監査について

### 1. 指導監査の概要

社会福祉法第56条第1項に基づき、筑後市が所管する5法人に対して指導監査を実施し、合計19件の指摘を行いました。

筑後市社会福祉法人指導監査実施要領に基づき公表します。

### 2. 主な指摘事例

(1) 法人運営に関するもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・評議員会(理事会)の議事録について 決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の議事録に記載が必要な事項の一部に漏れがあった。</li><li>・理事長の職務の執行状況報告について 理事長の職務の執行状況の定期的な報告については、必ず実際に開催された理事会において行う必要があるが書面により行われていた。</li><li>・評議員会の議事録署名人について 定款では「出席した評議員及び理事」と規定されているが、定款細則では「出席した評議員のうち選出された署名人2名」と定款の定めと異なる規程がなされていた。</li><li>・業務執行理事について 業務執行理事が選任されているが分担する法人業務の規定がなく、また理事会においてその業務の執行状況報告が行われていない。</li><li>・評議員会の決議について 評議員会で議決を行うためには、議決に加わることのできる評議員の出席が必要であるが、欠席した評議員の委任状による議決がなされていた。</li><li>・特別利害関係の確認について 特別の利害関係を有する評議員の存否について、議案の議決を行う前に各評議員に確認していない。</li><li>・報酬等支給基準について 定款では「役員等報酬規程の支給基準に従う」と規定されているが、その規程と異なる支払いがなされていた。</li><li>・監事の理事会への出席について 理事会に監事全員が欠席していた。</li></ul>
(2) 法人会計に関するもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・統括会計責任者について 経理規程では統括会計責任者の設置について定めてあるが、任命されていない。</li><li>・会計責任者及び出納職員について 経理規程に会計責任者及び出納職員を置くこと定めてあるが、任命されていない。</li><li>・基本財産の情報について 固定資産台帳の基本財産(建物)の面積に誤りがあった。</li><li>・財産目録について 決算資料の財産目録に積立資金の記載が漏れていた。</li></ul>

